

(1) 基本金額について

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
30分以上1時間30分以下	574	6,153
1時間30分超3時間以下	609	6,528
3時間超5時間以下（学校休業日）	666	7,140

(2) 加算について

(ア) 延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間の支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に、1日につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
延長1時間以上2時間以下	92	986
延長2時間以上	123	1,319

(イ) 児童指導員加配加算

放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業員の員数に加え、児童指導員を1以上配置している場合に、1日につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
常勤専従・5年未満	152	1,629
常勤専従・5年以上	187	2,005

(ウ) 個別サポート加算 I

放課後デイサービスに係る指標に該当する場合に1日につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
ケアニーズの高い障害児	90	965
著しく重度の障害児（重度）	120	1,286

(エ) 福祉専門職員配置等加算（I）

児童指導員等として常勤で配置されている従業員のうち社会福祉士又は介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の33以上である場合に1日につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
1日につき	15	161

(オ) 送迎加算

就学児童に対して、その居宅又は就学児童が通学している学校と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
片道につき	54	579

(カ) 欠席時対応加算

利用児童が、施設の利用を予定していた日より前々日までに、急病等によりその利用を中止した場合、職員が家庭等へ連絡調整その他相談援助を行うとともに、利用児童の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、1回につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
1回につき	94	1,008

(キ) 家庭支援加算

保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、放課後等デイサービス計画に基づき、予め保護者の了解を得て職員が家庭を訪問し、利用児童や家庭への相談支援等を行った場合に、1月につき4回を限度として、1回につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
個別で相談援助 居宅訪問1時間以上	300	3,216
個別で相談援助 居宅訪問1時間未満	200	2,144
個別で相談援助 オンラインでの相談援助	80	858
グループで相談援助 施設など	80	858
グループで相談援助 オンライン	60	643

(ク) 利用者負担上限額管理加算

利用児童が、放課後デイサービスを利用するにあたり、2か所以上の施設と契約し1か月の利用料金が上限金額を超過する場合にのぞみ学園が上限管理事業所として上限管理事務を行った場合、1月1回につき所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
1月に1回	150	1,608

(ケ) 関係機関連携加算

利用児童が通う学校等と連携して個別支援計画の作成を行った場合1回を限度として、所定の単位数を加算するものです。

基本金額（1単位=10.72円）四級地	基本単位数	1日当たりの金額
連携し個別支援計画を作成等（月1回）	250	2,680
学校と支援計画以外で情報連携（月1回）	200	2,144
医療機関等と情報連携（月1回）	150	1,608

(コ) 福祉・介護職員待遇改善加算

待遇改善加算（I） 所定単位×84 / 1,000

ベースアップ等支援加算 所定単位×20 / 1,000 を加算いたします。

（令和6年6月より待遇改善加算（I）所定単位×134 / 1,000に変更）